

インボイス制度の 追加措置案

2022年12月23日に閣議決定された
「令和5（2023）年度税制改正大綱」によって、
早速インボイス制度についても改正案が……。
免税事業者にとっては、少しだけおトクな制度に変更されたが、
経過措置には期限があるので、
新制度についてもしっかりと理解しておこう！
(2023年3月1日時点)





01 インボイス発行事業者の登録申請期限が2023年9月30日までに延長!?

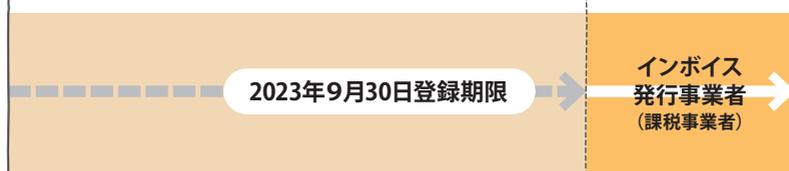
2023年1月、インボイス発行事業者の登録申請の期限が2023年3月31日から**2023年9月30日**に延長されました **42ページ参照**。

したがって、2023年9月30日までにインボイス発行事業者の登録申請手続きを行えば、インボイス制度開始（2023年10月1日）と同時に、インボイス発行事業者になれます。また2022年12月までは、登録申請の期限（2023年3月31日）に申請できない「困難な事情」 **48ページ参照**がある場合、その事情を「適格請求書発行事業者の登録申請書」に記載し、2023年9月30日に登録申請の手続きをすれば、制度開始と同時にインボイス発行事業者になれるという特例を設けていましたが、今回の改正により申請書への記載は不要になりました。

インボイス発行事業者の登録申請期限(2023年1月から適用)

2023年1月1日

2023年9月30日 | 2023年10月1日



02 2023年9月30日にインボイス発行事業者の登録申請した場合、登録通知書はいつ届く?

国税庁によれば、登録申請書を提出してから登録通知書を受けるまでの処理期間について、次のように発表しています。

書面で提出した場合：約2カ月 e-Taxで提出した場合：約3週間

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/kensu_kikan.pdf
2023年2月20日時点)

インボイス制度開始後、登録通知書が届かない場合 [46ページ参照](#) は、お客様にインボイスの登録通知書が遅れる旨を事前に伝え、今まで通りの請求書（区分記載請求書）を発行します。後日、登録通知書が届いてから、インボイスに差し替えて、お客様へ再発行しましょう。

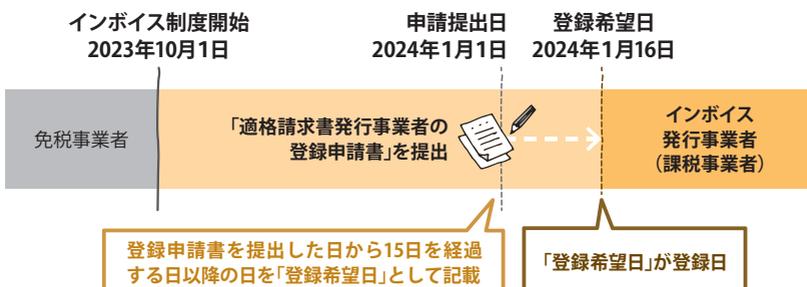
インボイス制度開始と同時に、お客様へインボイスを発行したい免税事業者は、なるべく早めに手続きを行いましょう。

03 インボイス制度開始後に登録申請する場合

「2023年度税制改正大綱」が閣議決定される前は、インボイス制度開始後に免税事業者がインボイス発行事業者として登録申請した場合、登録簿への登録が完了した時点を登録日とし、そこからインボイス発行事業者になれました [41ページ参照](#)。登録申請した日から実際に登録されるまでの処理期間にどれくらいの日数がかかるかは明らかではないため、いつからインボイス発行事業者になれるかもわかりません。そのような状況を回避するため、インボイス登録日については次のように見直されました。

- ・登録申請書に「登録希望日(提出した日から15日を経過する日以降の日)」を記載
- ・「登録希望日」が登録日となる(登録希望日後に登録が完了した場合でも、登録希望日を登録日とみなす)

2023年10月1日以降の経過措置で登録申請する場合



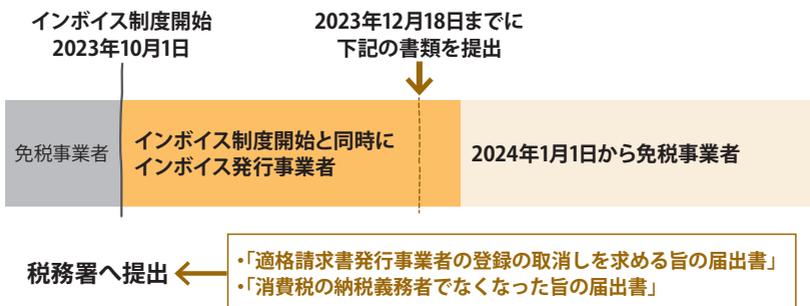


04 インボイス発行事業者から免税事業者に戻る場合

インボイス発行事業者(課税事業者)から免税事業者へ戻る場合 [62ページ参照](#)、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」と「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を税務署へ提出します。

なお、「2023年度税制改正大綱」による改正で、**翌課税期間の初日から数え始めて15日前の日までに**、これらの届出書を提出すればいいことになりました(改正前は、課税期間の末日から数え始めて30日前の日の前日まで)。例えば、翌課税期間の初日が2024年1月1日の場合、2023年12月18日(改正前は12月1日)までに各届出書を提出すれば免税事業者に戻ることができます。

インボイス発行事業者から免税事業者に戻る新ルール



05 免税事業者は納税額が売上税額の2割になる!?

免税事業者の個人事業主やフリーランスがインボイス発行事業者になった場合、**特例として次の「すべて」の適用要件に当てはまる方は売上税額の2割を納付**すればよくなりました(以下「2割特例」といいます)。

適用要件

●適用対象者

- ・前々年の課税売上高が1,000万円以下であるなど、免税事業者の要件を満たしているインボイス発行事業者
- ・課税期間を1カ月または3カ月に短縮する特例を受けていない

●適用対象期間

2023年10月1日から2026年9月30日までの日を含む各課税期間。
従来であれば免税事業者であった個人事業主やフリーランスの場合は、2023年分(10月から12月まで)の申告から2026年分の申告までの計4回の申告が適用対象

なお、インボイス制度開始(2023年10月1日)前に「課税事業者選択届出書」を提出することにより、自ら免税事業者の地位を放棄して課税事業者となっている場合は、2023年10月1日を含む課税期間についてののみ、この2割特例は適用されません。

12月決算の場合で考えてみると、都合よく1月から9月の分(2割特例の対象期間外)と、10月から12月の分(2割特例の対象期間内)の処理を分けられないということです。

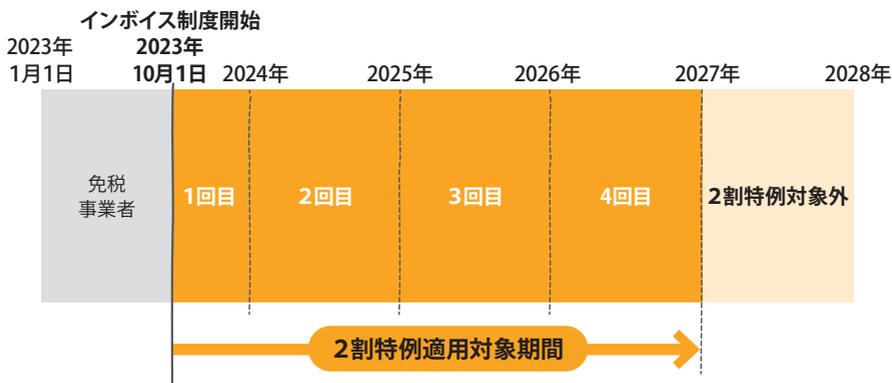
仮にインボイス制度開始のタイミングで2割特例を適用したい場合は「**課税事業者選択不適用届出書**」を提出し、「**課税事業者選択届出書**」の効力を失効させましょう。

前々年の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、2割特例を利用することで日々の経理処理や大量の集計作業が少シラクになり、消費税の負担も少なくなります。

適用対象者であれば「消費税及び地方消費税の確定申告」[178ページ参照](#)に「**2割特例の適用を受ける旨**」を記載するだけで**2割特例の適用を受けることができます。**

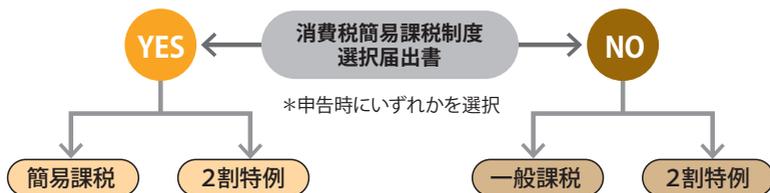


2割特例の適用対象期間



また、「消費税簡易課税制度選択届出書」[107ページ参照](#)を税務署に提出していても、**2割特例の適用対象期間中は消費税の確定申告時に「簡易課税」か「2割特例」のいずれかを選択**できます。その際に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、簡易課税制度の適用をやめる必要はありません。

消費税の確定申告時に「簡易課税」か「2割特例」のいずれかを選択



06 1万円未満の経費の場合、インボイスは必要ない

2023年10月1日から2029年9月30日までの6年間のみ、一定規模以下の事業者に関し、事務負担の軽減措置（少額特例）が適用されることとなりました。具体的に、1万円未満の経費等の支払いについては、インボイスを入手しなくても仕入税額控除が認められることとなります。

ただし、2029年10月1日以降は少額特例がなくなりますので、ご注意ください [144ページ参照](#)。

なお、少額特例は「税込」で1万円未満の経費のみが対象です。また、1回の取引額の合計が税込1万円未満の経費のみが適用されます。

「少額特例」適用要件

●適用対象者(一定規模以下の事業者とは)

- ・基準期間(個人事業主は前々年)の課税売上高が1億円以下の事業者

または

- ・特定期間(個人事業主は前年1月から6月までの期間)の課税売上高が5,000万円以下の事業者

●適用期間

2023年10月1日から2029年9月30日

07

1万円未満の返品や値引きの場合、 返還インボイス発行は不要

税込1万円未満の返品や値引きの場合、すべての事業者を対象とし、「適格返還請求書(返還インボイス)」の発行が免除されることになりました [76ページ参照](#)。例えば、振込手数料分を値引き処理する場合は返還インボイスの発行は不要となります。

「少額返還インボイスの交付義務免除」適用要件

●適用対象者

すべての事業者

●適用期間

適用期限なし



08 電子帳簿保存法のルールも見直しに!?

「電子帳簿保存法」のルール [150ページ参照](#) も「2023年度税制改正大綱」によって、一部が見直されました。すべての事業者に関係あるということで詳解した「電子取引データ保存」 [156ページ参照](#) についても大きな改正があります。主なものは次の2つです。

1. 「電子取引データの検索要件」 [157ページ参照](#) の緩和
2. 「電子取引データの電子保存義務」の猶予措置

皆様にとって、特に後者の「2」による影響が大きくなる可能性があります。

1. 「電子取引データの検索要件」の緩和

以下の要件を満たす事業者は、検索要件が不要。

- ・ 判定期間(個人事業主は前々年)の売上高が5,000万円以下の事業者
- ・ 電子取引データの出力書面を、取引年月日、その他の日付および取引先ごとに整理された状態で提出できるようにしている事業者(売上基準なし)

2. 「電子取引データの電子保存義務」の猶予措置

以下の要件を「すべて」満たす場合、電子取引データの電子保存義務が猶予される。一部では2023年12月31日までの猶予措置 [152ページ参照](#) の実質恒久化という見方もされている。

- ・ 保存要件に従った電子データの保存ができない相当の理由がある場合
- ・ 所轄税務署長が相当の理由を認める場合
- ・ 税務調査等の際に電子データのダウンロードの求めに応じられる場合
- ・ 税務調査等の際に電子データを整然とした形式及び明瞭な状態で出力書面として提出できるようにしている場合

